



2021年6月7日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦 1-1-1
代表者名 代表執行役社長 CEO 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役員
コーポレートコミュニケーション部長
石山 一可
Tel 03-3457-2100

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項及び第 156 条第 1 項並びに定款第 33 条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 2 千 7 百万株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合
約 6%)
- (3) 株式の取得価額の総額 1, 000 億円 (上限)
- (4) 取得期間 2021 年 6 月 8 日から 2021 年 12 月 31 日まで
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付け (注)
(注) 自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による市場買付け及び取引一任契約
に基づく立会取引市場における市場買付け

2. 自己株式の取得を行う理由

当社は、2020年6月22日付「株主還元方針に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、平均連結配当性向30%(注)以上の実現を基本とし、適正資本水準を超える部分については、自己株式取得を含む株主還元の対象とすることとしております。2021年5月14日付「剰余金の配当および追加の株主還元に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、2021年3月期決算の結果と2022年3月期の業績見通しを踏まえ、適正資本水準を検証した結果、約1,500億円が当該適正資本水準を超えるものと取締役会として認識し、これを受けて同日開催の取締役会において、2021年度中に1,500億円の追加株主還元を行う方針を決定しておりました。そして、本日開催の取締役会において、当社の株主様には個人株主様を始めとして配当収入を好まれると考えられる株主様が一定程度存在することを考慮し、1/3の約500億円の特別配当を行うこととするとともに、1,000億円を上限として自己株式の取得を行うことといたしました。

自己株式取得の方法については、自己株式の取得を安定的、かつ、着実に実施することを目的として、我が国において自己株式の取得方法として一般的に用いられている自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付けと取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付けとを組み合わせることを前提に検討しております。また、取得時期については、買付の規模等を考慮し、本年内には終了させることを企図しております。

取得した自己株式については、一定以上の自己株式は適宜消却を行う予定です。

(注) 当面の間、キオクシアホールディングス㈱にかかる持分法投資損益は、本方針の対象外とします。

3. 今後の見通し

本件による2021年度の当社業績予想への影響はありません。

(ご参考) 2021年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	453,840,966株
自己株式数	1,439,724株

以上